

介護保険証明書の媒体区分変更のタイミング(参考)

【例】

○事業所が12/10に電子証明書の発行申請をして、12/16に電子証明書が発行された場合。

1/1～インターネット請求が可能（毎月10日締切）であり、12/24送信予定の支払決定額通知書からインターネット経由で受信することになります。

証明書発行関連作業等		～	12/1	12/10	～	12/15	12/16	～	12/24	1/1～10
証明書発行申請				◆						
証明書ステータス				発行申請中			発行済み			
証明書有効期間							2020/12/16～			
返戻等審査結果	国保連合会での通知作成	★								
	国保連合会から通知の送付		★							
支払額通知	国保連合会での通知作成							★		
	国保連合会から通知の送付								★	
各種通知(返戻・支払額等)の取得(介護保険)			従来の取得方法(帳票等)				インターネット			
インターネット請求可能となるタイミング(介護保険)										インターネット

○事業所が1/23に電子証明書の発行申請をして、1/27に電子証明書が発行された場合。

2/1～インターネット請求が可能（毎月10日締切）であり、2/1送信予定の返戻等通知からインターネット経由で受信することになります。

証明書発行関連作業等		～	1/23	～	1/27	～	2/1～10
証明書発行申請							
証明書ステータス			発行申請中			発行済み	
証明書有効期間					2021/1/27～		
返戻等審査結果	国保連合会での通知作成					★	
	国保連合会から通知の送付						★
支払額通知	国保連合会での通知作成	★					
	国保連合会から通知の送付		★				
各種通知(返戻・支払額等)の取得(介護保険)			従来の取得方法(帳票等)			インターネット	
インターネット請求可能となるタイミング(介護保険)							インターネット

※各種通知の取得方法が変更になる時期は、事業所での受信時点ではなく、連合会での通知作成時点です。

なお、あくまで上記は一例です。証明書発行時期によっては若干異なる場合もございます。